

胎内地区地域計画の案に対する意見書の提出について

胎内市公告第 号で公告した胎内地区地域計画の案について、利害関係人は、令和 7 年 3 月 3 日（注：縦覧期間満了の日）までに、下記により市に意見書を提出することができます。

なお、利害関係人とは、胎内地区における農用地等の出し手や受け手、地区内の農用地等を借り受ける意向のある者、協議の場に参加した者等です。

記

1 意見書の提出先及び問合わせ先

〒959-2693

胎内市新和町 2 番 10 号 胎内市役所 農林水産課 農業企画係

電 話 0254-43-6111（内線 1247）（問合わせ用：電話での意見は受け付けません。）

F A X 0254-43-6979

E-mail nouseil@city.tainai.lg.jp

2 意見書の提出に当たっての注意事項

(1) 提出方法

前記 1 の窓口へ持参又は郵送、ファクス、E-mail 等いずれかの書面化できる方法とし、電話での意見は受け付けません。

(2) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、連絡先、職業を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地、連絡先を記載してください。

なお、意見書には、「地域計画（案）への意見」と明記してください。

(3) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別できる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際にその部分を非公表にすることがあります。

(4) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答はしません。ただし、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け経営第 564 号農林水産省経営局長通知）第 11 条第 6 項の規定により、提出された意見書の要旨、提出数及びその処理結果を公表します。

(5) その他

胎内地区地域計画の案以外に対しての意見書の提出はできません。